

報道資料 / Press Release

[リリース No.12-017]

(財)日本環境協会 エコマーク事務局

2013年3月27日

報道関係者各位

エコマーク「浄化槽」の 認定第一号が誕生しました

(財)日本環境協会 エコマーク事務局 (住所:東京都中央区、理事長:森嶌 昭夫)では、エコマーク商品類型 No.151「浄化槽 Version1」認定基準において初の認定浄化槽が誕生しましたので、お知らせします。

浄化槽のエコマーク認定基準について

私たちが流す生活排水は、下水道、農業集落排水施設、浄化槽やコミュニティプラントなどの処理施設にて処理されます。汚水処理人口普及率は大都市と中小市町村で大きな差があり、人口 5万人未満の市町村では 72.2%にとどまっていることから、現在もなお、速やかな汚水処理施設整備が望まれています。浄化槽は下水道事業のような長い管路が不要であり、効果の発現が早く、特に今後の普及の中心となる人口の分散した地域において効果的です。また、過去に設置された生活雑排水を処理しない単独処理浄化槽を、合併処理浄化槽へと転換することも近年の課題となっています。

エコマークでは、生活排水負荷の低減や省エネルギーなど総合的に環境負荷を低減する浄化槽を認定し、一般消費者にも広〈認知されているエコマークによって合併処理浄化槽への関心を高めることで、合併処理浄化槽の普及や単独処理浄化槽からの転換を誘導し、汚水処理整備が推進されるよう、2012 年 12 月 1 日に認定基準が制定されています。

エコマーク初の認定浄化槽について

このたび誕生したエコマーク初の認定浄化槽は、大栄産業株式会社の「ダイエー浄化槽 FCE型」(認定番号 12151001)です。今回認定された浄化槽は、認定の必須項目である放流水質 BOD20mg/L 以下、T-N20mg/L 以下、省エネ基準、重金属等の有害物質の要件などに適合するとともに、選択項目についても、消費電力が省エネ基準よりもさらに 10%以上低減、コンパクト型、再生プラスチック使用(5人槽・7人槽のみ)といった多くの環境配慮の特徴を有している合併処理浄化槽です。

認定基準などは、エコマーク事務局ホームページで公開しています。 (http://www.ecomark.jp/criteria/151.html)

以上

< 本件に関するお問い合わせ> 財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 基準・認証課 :03-5643-6253 E-mail: ecomark@japan.email.ne.jp